

令和 5 年 6 月 4 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01258

研究課題名（和文）日本におけるヘイト・スピーチ規制に関する憲法学的考察

研究課題名（英文）A Constitutional Study on the Regulation of Hate Speech in Japan

研究代表者

榎 透（Enoki, Toru）

専修大学・法学部・教授

研究者番号：90346841

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：主たる成果は以下の3つである。いわゆるヘイト・スピーチ解消法や民法・刑法など日本の現行法におけるヘイト・スピーチ規制の枠組みの再確認・再検討を行った、思想の自由市場の意義等を勘案しつつ、ヘイト・スピーチを取り巻く国家権力の問題が、いま現実に生じている種々の問題とも関連する側面があることを確認した上で、日本における国家の権力行使の現実を把握することに努め、法規制において規制の主体が公権力の行使者であることの重要性を確認した、公権力による広報等啓発と教育等の非強制的手法について検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ヘイト・スピーチは日本においてもその解消が目指されている問題である。在日コリアンを対象とするヘイト・スピーチに関する事件が発生し、それへの対応を巡り、学問的にも社会的にも大きな議論が巻き起こっている。近年のこうした議論の特徴は、日本でも現行法とは別にヘイト・スピーチへの法規制の導入を検討するものが多いことである。しかし、本研究は、規制を行う国家権力の性格・実態や、思想の自由市場の役割、規制の効果等、それらが日本社会においてどのような意味を持つものかを考察して、現在取られているヘイト・スピーチの諸対策を分析し、法による規制以外の解消方法を模索した点に意義がある。

研究成果の概要（英文）：The three main achievements are as follows. (1) We reconfirmed and reexamined the framework of hate speech regulations in Japan's current laws, including the so-called "Hate Speech Elimination Law," the Civil Code, and the Penal Code. (2) We confirmed that the issue of public power surrounding hate speech has aspects related to various problems that are occurring in reality today, taking into consideration the significance of the free market of ideas, etc. And the importance of the fact that the subject of regulations is the person exercising public power was confirmed. (3) Non-coercive methods of public awareness-raising and education by public power were discussed.

研究分野：憲法

キーワード：ヘイト・スピーチ 表現の自由 国家権力

1. 研究開始当初の背景

ヘイト・スピーチは日本においてもその解消が目指されている問題であると認識されていた。在日コリアンを対象とするヘイト・スピーチに関する事件が発生し、それへの対応を巡り、学問的にも社会的にも大きな議論が巻き起こっていた。憲法学におけるこの分野の先駆的業績である、内野正幸『差別的表現』(有斐閣、1990年)のように、従来から法律による規制に積極的な見解もあったが、憲法学が公私の区別を基本に据えて人権論を組み立ててきたこともあって、多くの憲法研究者はヘイト・スピーチへの法的規制について消極に解してきた。しかし、近年は、国際人権の分野や、ドイツやフランス憲法学の議論からヘイト・スピーチ規制に関する知見を摂取して、国際人権法など憲法学の外はもとより、憲法学の内部においても規制に積極的な見解が現れ、ヘイト・スピーチ規制の有効性を説く見解も登場するに至っていた。

2. 研究の目的

ヘイト・スピーチに対する規制は、それが憲法上の表現の自由と抵触する可能性があることから、規制に消極的及び積極的な立場の検討を踏まえつつ、規制の適否については表現の自由との整合性を図らなければならない。本研究の目的は、日本社会に存在するヘイト・スピーチをなくしていくための理論と方法(規制の是非を含む)を、日本の実態に即して検討することである。また、日本社会におけるヘイト・スピーチを解消するためには、法律による規制とは異なる方法を用いることの重要性を示すことである。

3. 研究の方法

本研究は、(1)日本の現行法におけるヘイト・スピーチ規制の枠組みについて再確認・再検討を行う、(2)ヘイト・スピーチ規制に対する消極的および積極的立場の理解を踏まえつつ、表現の自由の重要性、思想の自由市場、規制を行う国家権力の性格や実態を検討することによって、日本におけるヘイト・スピーチ規制の是非を検討する上での判断材料を析出する、(3)日本においてヘイト・スピーチ規制を行うべきかどうか、規制する場合にはどのようなヘイト・スピーチに、どのような規制を加えるべきなのか、その規制を加えなければヘイト・スピーチは解消しないのかについて、立法事実に基づく丹念な検証を行う、(4)法による規制に依存しないヘイト・スピーチ対策を追求する。

4. 研究成果

(1) 日本におけるヘイト・スピーチ規制の是非を検討する上で、そもそも現行法で何をどこまで規制できるのか、あるいは、できないのかを確定する必要がある。日本におけるヘイト・スピーチの問題とされる事例を素材としながら、民法、刑法、いわゆるヘイト・スピーチ解消法等がどこまで使用できるのか検討を行った。その結果、個人または特定の団体に対する名誉毀損や、刑事法上せん動と評価されるものは現行法で対処できるものの、そうでないものには対処することができないこと、いわゆるヘイト・スピーチ解消法は刑事罰を科する法ではないこと、地方自治体においてヘイト・スピーチ解消のための施策があることを確認した。

そして、表現の自由の重要性、思想の自由市場、規制を行う国家権力の性格や実態を検討することで、日本におけるヘイト・スピーチ規制の是非を検討する上での判断材料を析出することを目指した。規制に積極的な立場と消極的な立場とは、表現の自由に対する規制をする上で乗り越える問題について、また、表現の自由と民主主義そのものの理解および両者の関係について違いがある。その上で日本において行われているヘイト・スピーチ対策・対抗手段を網羅的に思想の自由市場・対抗言論、教育・啓発、相談体制、禁止規定・罰則規定、「公の施設」の利用制限、拡散防止策といった種々の手段についてその内容を確認し、それぞれにつき評価を試みた。これらの手段について網羅的に検討した点に本研究の特色があると考えられる。この成果は「日本におけるヘイト・スピーチ対策に関する一考察」専修法学論集 138号(2020年)1-29頁にまとめた。

(2) ヘイト・スピーチを取り巻く国家権力の問題が、いま現実に生じている種々の問題とも関連する側面があることを確認した上で、日本における国家の権力行使の現実を把握することに努めた。現在の日本社会において、ヘイト・スピーチに対する法規制を強く望む声があるが、ヘイト・スピーチに対する規制について考える前に、そもそも規制の主体が公権力の行使者であることには十分な注意を払わなければならない。すなわち、規制のための法令が注意深く作られるべきであることは言うまでもないが、仮にそれを注意深く作ったとしても、その行使に当たり恣意や濫用の危険は常につきまとうものである。そして、公権力の濫用は、理論上の話ではなく、現在の日本でも実際に起こっていると考えられ、それらの実例を提示して検討した。その結果を踏まえるならば、権力の現実を踏まえない法規制に関する議論は自由に対する大きな危険をはらみうるのであって、ヘイト・スピーチ規制に飛びつく前に、こうした公権力の性格を十分に理解しておくことが必要である。規制に積極的な見解が増えている昨今、国家の権力性に注意を喚

起する点に本研究の特色があると考え。この成果は「権力の濫用——ヘイト・スピーチ規制を考える前に——」専修法学論集 144 号（2022 年）15-50 頁にまとめた。

(3) 地方自治体によるヘイト・スピーチ規制の現況とその評価を検討するために、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 1 号）を取り上げ、その条例の内容とその合憲性が争われた判決を分析した。その結果、当該条例はヘイト・スピーチ規制といわれるものの、「ヘイトスピーチ」に関する大阪市の状況を前提とした、市条例が定義する「ヘイトスピーチ」について、市の定めた非強制的手法を用いたものである。最高裁判決（最判 2022 年 2 月 15 日民集 76 卷 2 号 190 頁）は、そのような制限規定の合憲判断であって、その射程は限定的であることを明らかにした。この成果は「判例研究 大阪市「ヘイトスピーチ」条例の合憲性」専修法学論集 147 号（2023 年）437-455 頁にまとめた。また、ヘイト・スピーチをなくすための、法律による規制ではない手段を検討すべく公権力による広報等啓発と教育等の非強制的手法について検討を行った。

(4) 本研究は、規制を行う国家権力の性格・実態や、思想の自由市場の役割、規制の効果等、それらが日本社会においてどのような意味を持つものかを考察して、現在取られているヘイト・スピーチの諸対策を分析し、法による規制以外の解消方法を模索した点に意義がある。なお、ヘイト・スピーチの根底に存在する差別解消のための分断や格差等は検討をしたものの、成果としてまとめるには至らず、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 榎 透	4. 巻 144
2. 論文標題 権力の濫用 ヘイト・スピーチ規制を考える前に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 専修法学論集	6. 最初と最後の頁 15-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34360/0001291	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 榎透	4. 巻 138
2. 論文標題 日本におけるヘイト・スピーチ対策に関する一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 専修法学論集	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34360/00010985	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 榎透	4. 巻 147
2. 論文標題 《判例研究》大阪市「ヘイトスピーチ」条例の合憲性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 専修法学論集	6. 最初と最後の頁 437-455
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------